

# 旭川市青少年健全育成成功績者表彰制度の運用について

## 1. 表彰制度の概要

### (1) 対象者

#### ア 個人の部

(ア) 青少年の部 ～ 明るく住みよい社会の創造に3年以上にわたり貢献

(イ) 育成指導者の部 ～ 育成指導者として10年以上にわたり青少年の育成・指導に従事

#### イ 団体の部

(ア) 青少年団体の部 ～ 明るく住みよい社会の創造のために、5年以上継続して活動を活発に進めている団体

(イ) 育成団体の部 ～ 青少年の育成指導を10年以上にわたり継続して活動

ウ 企業の部 ～ 社会貢献活動の一環として青少年の体験活動など優れた実践を行っている企業

### (2) 候補の選定

個人及び団体の部の候補の選定は推薦、企業の部の選定は応募

### (3) 選考及び決定

青少年施策に関する専門部会の委員により審査選考

## 2. 過去の審査委員会での主な意見

- ・候補者に関する推薦書の内容についてどの程度の補充調査を行っているのか。
- ・配付された資料（推薦書）だけでは、受賞の可否について判断するのは難しい。
- ・活動年数だけで表彰するのはいかがなものか。
- ・自分が所属している機関もそうであるが、推薦者は活動年数が表彰要件を満たした者を全て推薦しているのではなく、実際の活動内容を調査・考慮した上で、推薦する者として責任を持って表彰に値する者を推薦をしているので、そうした推薦者の意図を汲み取ることも大切である。

## 3. 今後の運用について

- ・現在、審査委員会に配付している資料は、表彰候補者の推薦書と補充調査結果であり、その調査内容は住所や表彰歴、活動歴等の事実関係についてである。
- ・審査委員会で配付された資料だけでは受賞の可否が難しいとの意見を踏まえ、必要に応じてより具体的な補充調査を行う。
- ・市や外郭団体等の事業に関わったことがある場合には、その内容を補充調査結果に加え、関わったことがない場合には、推薦者や推薦団体、関係団体等に具体的な活動内容の聴取・調査を行い、その内容を補充調査結果に加えるなど、適正な審査につながるよう情報の整理・提供に努める。